

施設カルテ

(1)施設の基本情報

施設番号	S00416	施設名称	第三小学校(校舎)		
所在地(住所)		松阪市西之庄町150番地			
					
根拠条例	松阪市立学校設置条例	担当部署	教育委員会事務局 教育総務課		
設置年度	昭和50年度	財産区分	12 公共用財産		
設置目的 (施設整備を行った経緯と整備が必要であった理由)	<p>小学校については学校教育法第29条において『心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的』とされ、同法第38条において『市町村は、その区域内にある学齢児童を就学させるに必要な小学校を設置しなければならない』と規定。</p> <p>なお、学校沿革表によれば明治45年創設の松阪第三尋常小学校に起源があり、以後、第三国民学校への改称を経て、現在に至る。</p>				
施設の設置目的に沿った運営状況	<p>学校教育法等に基づき文部科学省が定める学習指導要領に則した教育過程を編成、実施している。各学校では、この学習指導要領や年間の標準授業時数等を踏まえ、地域や学校の実態に応じた教育を行っている。</p>				

(2)建物の概要

設置形態	単 独	用途地域等	第二種住居地域		
駐車場(収容台数)	14台				
土 地	敷地面積	9,189㎡	借受期間・賃料等	—	
	所有者	市			
主たる建物1	建物名称	校舎			
	用途	校舎	構造・階数	鉄筋コンクリート・地上3階一部4階・地下0階	
	建築年月	昭和50年 4月 1日	建物取得費(全体)	340,450,000円	
	延床面積	3,412.00㎡	耐震診断(実施年)	平成9年	
	耐震補強(実施年)	平成10年	所有者	市	
大規模改修等の履歴・計画 (300万以上)	平成10年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度	平成 年度
	対象建物	第三小学校(校舎)			
	施工内容	平成10年耐震			
	費用	31,833,150円			
リスク・高機能化対応度	平成13年 大規模空調設備				

(3)管理・運営の概要

利用時間	松阪市学校の管理に関する規則による	休所(館)日	松阪市学校管理に関する規則第4条による
運営形態	直営	管理・運営者名	松阪市
委託期間(指定管理の場合)	自 年 月 日	至 年 月 日	
業務内容			

(4)管理・運営に係る経費

(単位:円)

正規職員	人	労務員	人	再任用職員	人	非常勤職員	1.00	人	合計	1.00	人
施設の維持管理に係る経費						施設の運営・事業に係る経費(指定管理の場合)					
維持管理経費		14,322,954				運営・事業等経費					
光熱水費		4,973,163				指定管理委託料					
保守点検委託料		1,092,426				その他の経費					
賃借料		3,580,299									
修繕費		1,242,550									
その他の経費		3,434,516									
人件費		2,298,000									
職員等											
非常勤職員		2,298,000									
①小計		16,620,954				②小計					
④合計(①+②)-③		16,594,454円									
市民一人あたりのコスト		98.19円									
財源		補助金等収入				その他収入					
		使用料等収入		26,500円		③年間収入合計		26,500円			

(5)施設の利用状況

内容	単位	実績数		
		H23	H24	H25
児童数	人	218	223	213

(6)関連情報

類似施設		近隣施設	
------	--	------	--

(7)その他

管理・運営上の問題点	別紙のとおり
廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項	別紙のとおり
特記事項	今後の施設のあり方について【現状維持】が望ましいと考えます。 避難所指定の有無【有】

管理・運営上の問題点

- ・平成26年4月1日現在において市内の小学校40校(内、休校4校)のうち、校舎・体育館等の主要建物が建設から50年以上経過している学校が幸小学校、粥見小学校、第一小学校、柿野小学校の4校あり、40年以上50年未満経過している学校が7校、30年以上40年未満経過している学校が22校あります(ただし、休校の学校は除く。また棟(本館、新館等)により建築年数が異なることから上記の校数において一部重複あり)。施設の老朽化が著しい学校もあり、今後、計画的な建替え・施設の長寿命化を目的とした大規模な改修が喫緊の課題となっています。
- ・全体的にみれば少子化の影響による児童数の減少が続いており、集団における教育が困難となることも予想されます。
- ・また施設の維持管理だけではなく、近年の夏場の猛暑など過去にはなかった気温変化が起こっており、学習環境の改善や児童等の健康面からの対応ということでは空調機器の導入など新たな施設整備も今後にも必要になってくると考えます。
- ・先の東日本大震災を受けて学校施設は教育を行う場所だけでなく、地域の防災拠点(応急避難場所)として、必要な諸機能の整備も求められています。児童等の安全確保はもとより、大規模災害時における避難場所として、学校施設のバリアフリー化、非常用電源設備、備蓄倉庫の整備等、防災部局との連携が必要となっています。
- ・限られた予算なかで最大限の有効な整備・活用できるよう、地域・PTA・行政が一体となって管理運営していく必要が益々高まっていると考えます。

廃止、統合、転用等における法律上の制約又は特殊な経過による配慮すべき事項

- ・小学校の統廃合についての法律上の制約は多くはありませんが、教育基本法第38条における設置義務があり、統廃合にあたって配慮すべき事項として以下の項目が挙げられます。
- ・教育面では児童の通学距離及び時間、またその方法に課題があること。
- ・地域との関わりにおいては小学校区の多くが地域コミュニティの単位となっていること、小学校への愛着、社会体育など放課後・夜間においても利用されるなど地域と非常に深い係わり合いがあること。
- ・教育面だけではなく避難所など防災面での役割を担っていること。
- ・法律上の制約としては学校施設の整備は国庫補助の対象であり、廃止統合するにあたっては『補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律』の対象となること。